

## みやぎ子育て支援パスポート事業実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、子育て家庭を地域社会全体で支える機運の醸成を図ることを目的として、子育て家庭に対する各種割引・優待や外出サポート等の子育て支援サービス（以下「サービス」という。）を提供する店舗等を登録するとともに、子育て家庭に対し、サービス利用時のパスポートを発行するみやぎ子育て支援パスポート事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て支援パスポート

利用者が子育て支援パスポートサイト（以下「サイト」という。）上で入手し、協賛店舗からサービスを受けるために提示するものをいう。

(2) 協賛店舗

事業の趣旨に賛同し、サイトから登録した企業・店舗等をいう。なお、「みやぎっこ応援の店」についても同義とする。

(3) 利用者

宮城県内に在住の妊娠中の者及びその配偶者、又は18歳以下の子どもの保護者等のうち、サイトから利用登録を行った者をいう。

(4) 全国共通展開

国が推進する子育て支援パスポート事業における都道府県間のパスポート等の相互利用をいう。

### (県の事務)

第3 県は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 利用者及び協賛店舗の登録等に関すること。

(2) サイトの運営に関すること。

(3) 事業の周知に関すること。

(4) その他事業の推進に関すること。

### (利用登録の手続き)

第4 利用登録を希望する者は、スマートフォン又はパソコン等からサイトにアクセスし、各種情報を登録することにより、パスポートを入手することができる。

2 前項により入手できない者は、県が別途パスポートを発行するものとする。

### (パスポートの利用等)

第5 県からパスポートの発行を受けた者は、その使用に当たり、次に掲げることに留意しなければならない。

(1) 協賛店舗が提供するサービスを受ける際は、原則として、パスポートを提示すること。

(2) パスポートの有効期限は、末子が19歳になる日の前日までとすること。

### (パスポートの管理)

第6 県からパスポートの発行を受けた者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 自己の責任において、パスポートを管理すること。
- (2) パスポートを、他人に譲渡、貸与しないこと。
- (3) パスポートの紛失・盗難等による損害等についての責任を負うこと。

(利用登録の取消し)

第7 県は、利用者が別に定める利用規約に違反した場合、又は利用状況が事業の趣旨にそぐわないと認められる場合は、その登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により利用登録を取り消した場合は、その後の再登録は認めないものとする。

(協賛店舗の登録)

第8 事業に協賛しようとする企業・店舗は、サイトにより登録申請するものとする。

2 県は、前項による申請があったときは、以下の基準により審査するものとする。

- (1) 原則として、宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること。
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第3号に掲げる暴力団員に該当しない団体であり、かつ暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当しない団体であること。ただし、第2条第5号に該当する店舗は除くものとする。
- (4) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としない団体であること。
- (5) その他、児童の健全育成上好ましくないと認められる団体でないこと。

3 県は、前項により、協賛店舗として適当であると認めた場合は登録承認を行うものとする。

(事業配布物)

第9 県は、登録承認が完了した協賛店舗に対し、速やかに事業配布物を送付するものとする。

2 協賛店舗は、協賛を廃止するときは、廃止の日以降、事業配布物を掲示してはならない。

3 協賛店舗は、事業配布物の複製や他人への譲渡・貸与等の行為をしてはならない。

(協賛店舗の責務)

第10 協賛店舗は、利用者がパスポートを提示した場合は、協賛店舗が自ら定めたサービスを提供するものとする。なお、サービス内容は協賛店舗が自ら任意に定めたものとし、協賛店舗がサービス提供に当たって、事前にその内容を公表した上で条件を付すことは差し支えないものとする。

2 協賛店舗は、次に掲げるものをサービスとして提供してはならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 宗教性のあるもの、政治性のあるもの、児童の健全育成を損なうおそれがあるもの。

(登録の変更及び廃止)

第11 協賛店舗は、登録内容を変更しようとするとき又は協賛を廃止しようとするときは、サイトにより速やかに県に申請するものとする。

2 県は、前項による変更の申請があったときは、第10の規定により審査し、変更を承認することができる。

(協賛店舗登録の取消し)

第12 県は、協賛規約違反した場合又はその他、協賛店舗の協賛実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと県が判断した場合には、協賛店舗としての登録を取消し、サイト上に掲載中の情報の削除を行うことができる。

(デザインの使用等)

第13 パスポート及び事業配布物のデザインは、国、地方公共団体及び協賛店舗に限り、自己の広報印刷物やウェブサイト等に使用することができる。

2 前項について、以下の場合は、その使用を認めない。

(1) 法令及び公序良俗に反する場合又は反するおそれのある場合。

(2) 県のイメージを傷つけ、事業の趣旨の妨げとなるおそれがある場合。

(3) 営利団体が、自己の利益を確保することを主たる目的とする場合。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は支援するおそれがあると認められる場合。

(5) その他知事が不相当と認める場合。

(全国共通展開)

第14 協賛店舗は、他都道府県が発行するパスポート等の提示を受けた場合は、原則として事業と同様に取り扱うものとする。

2 利用者は、他都道府県の協賛店舗・施設等において、パスポートを使用する場合は、全国共通展開に参画している店舗で使用することができる。ただし、各都道府県の協賛店舗等により、対象者や利用条件が異なることがある。

(個人情報の保護)

第15 県は、利用登録情報、協賛店舗登録情報等、事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）に基づき、適正に取り扱うこととする。

(自己等に関する免責)

第16 県は、協賛店舗と利用者との間の取引等には一切関与しないものとし、事業に関連して協賛店舗に何らかの損害、損失又は費用が生じた場合にも、県はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月19日から施行する。